山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用 される場合等を定める省令等の一部を改正する省令案について

平成29年3月自治財政局交付税課

1 概要

山村振興法等に基づき、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん 措置が行われる場合等を定める12省令について、適用期限の延長等を行う。

2 主な改正内容

- (1) 適用期限の延長・対象施設の見直し(10省令)
 - 〇 平成 29 年 3 月 31 日に適用期限をむかえる以下の省令について、<u>国税</u> <u>の特例措置等を踏まえて期限を延長</u>。
 - ・山村振興法、離島振興法、水特法、半島振興法、奄美振興法、 過疎法、原発法及び沖縄振興法に基づく8省令・2年延長
 - ・企業立地促進法に基づく省令 : 1年延長
 - 復興特区法に基づく省令 : 4年延長
 - 〇 沖縄振興法に基づく省令について、<u>国税の見直しにあわせ、対象施設</u> から一部施設(体育館、釣り場、遊漁船等利用施設)を除外
- (2) 財政力要件の緩和(地域再生法に基づく省令)
 - 拡充型 (地方にある企業の本社機能の強化) の対象となる市町村の財政力要件を緩和 (財政力指数 0.63 未満→0.74 未満)

(3) その他

- 〇 地方税法の改正(※)に伴い、減収補塡の対象となる事業税の課税標準額の計算方法を変更(事業税を対象とする9省令)
 - ※ 電気供給業の事業類型見直しを踏まえ、法人事業税の分割基準を変更

<u>3 施行期日(予定)</u>

平成29年4月1日

(2(3)のみ地方税法改正法の施行日(平成29年3月31日予定))